

介護老人保健施設ピュアネス藍通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人青心会が開設する介護老人保健施設ピュアネス藍（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業所）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊に」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は、その家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施することに努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名所及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地は次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設ピュアネス藍 |
| (2) 所在地 | 奈良県大和郡山市本庄町1-5 |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりとする。ただし、法令等に別の定めのある場合は法令等の定めるところによる。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 0.8人 |
| (3) 看護職員又は介護職員 | 7人 |
| (4) 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 | 1人 |
| (5) 事務員 | 1人 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師や看護師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 事務員は介護事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日までを営業日とする。ただし、12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 営業日の午前9時から午後6時までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は午前9時40分から午後4時までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、併せて35人とする。

(事業の内容)

第9条 医師、理学療法士、作業療法士及び看護職員、介護職員等は通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を作成する。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 5 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の利用料は厚生労働大臣が定める額とし、法定代理受領サービスである時はその額に介護保険関係諸法令に基づく利用者の負担割合を乗じた額とする。

(2) 保険給付外の利用料を次のとおり定める。

- | | |
|----------|------|
| ① 食費（昼食） | 700円 |
| ② おやつ | 143円 |
| ③ 日用品費 | 150円 |
| ④ 教養娯楽費 | 150円 |
| ⑤ コーヒー喫茶 | 136円 |
| ⑥ 紙パンツ代 | 200円 |
| ⑦ パット代 | 100円 |
| ⑧ フラット代 | 100円 |
| ⑨ 写真代 | 47円 |

上記金額は消費税抜きの価格のため、消費税法等に基づく課税対象については消費税が別途必要。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対して虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

大和郡山市・安堵町・斑鳩町とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおり定める。

- ・食 事 施設の提供する食事を摂取していただく。
- ・設備・備品 大切に扱うこと。
- ・禁止事項 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動。火気・金銭・貴重品・ペットの持ち込み。飲酒・喫煙。
- ・気分が悪くなった際は速やかに申し出ること。また、体調不良などによっては通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(非常災害対策)

第14条 消防法その他諸法令等に基づき、法令等に定められた通り防災訓練を実施し、必要な設備等を具備し、その点検を有資格者に実施させる。

- (2) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するため、事故発生の防止に努める。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第16条 施設職員は施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 1 施設はすべての（介護予防）通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者などの資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3か月以内

(2) 継続研修 年 2回

- 2 施設はすべての従業員に対し、健康診断などを定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 施設は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 施設は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
また、地震等非常災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 7 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 8 施設は必要な記録・帳簿などを整備し保存する。記録の保存期間はサービス提供の日から5年間とする。
- 9 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については医療法人青心会の役員会において定めるものとする。

附則 この運営規定は、令和7年5月1日より施行する。

付則 この運営規定は、令和8年6月1日より施行する。